



島根県報

令和7年1月10日（金）

第 5 8 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ ” ）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	（雇 用 政 策 課）	3
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	3
特定開発行為に関する対策工事等の完了	（砂 防 課）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3

【特定調達公告】

島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務に係る提案競技の実施	（病 院 局）	4
-------------------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
なべや薬局広瀬店	安来市広瀬町広瀬1922-1	令和6年10月1日
アイ・プラス薬局 上塩冶町店	出雲市上塩冶町2663-6	令和6年11月1日

島根県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
岡 秀樹	おか整骨院	柔道整復	出雲市東福町165-3	令和6年3月26日

島根県告示第6号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年島根県告示第761号による保険に付すべき義務は、令和6年12月24日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

隠岐の島加入区

島根県告示第7号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和4年度～5年度	24枚	1冊	邑生⑧	令和6年12月23日
松江市	令和4年度～5年度	12枚	1冊	西忌部⑤	令和6年12月23日
松江市	令和5年度～6年度	5枚	1冊	大海崎③	令和6年12月23日
松江市	令和5年度～6年度	5枚	1冊	七類④	令和6年12月23日

安来市	令和4年度～5年度	12枚	1冊	中津4	令和6年12月23日
安来市	令和4年度～5年度	11枚	1冊	荒島11	令和6年12月23日
安来市	令和4年度～5年度	10枚	1冊	安来11	令和6年12月23日
安来市	令和4年度～5年度	20枚	1冊	布部1	令和6年12月23日

公 告

第49期島根県労働委員会委員は、令和7年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和7年1月10日

島根県知事 丸山達也

推薦期間 令和7年1月28日から同年3月28日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年11月22日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月14日から同年11月22日まで
- 3 作業地域
出雲市今市町地内

次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 開発区域
柳井1C（大田市）
面積 237.25平方メートル
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
大田市大田町大田口1111番地
大田市長 楯野 弘和

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

益田市高津四丁目イ2530番8、イ2530番9、イ2530番10、イ2530番12、イ2530番13、イ2530番138、イ2530番139、イ2530番289、イ2530番344

面積 14,967.87平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市高津四丁目6番40号

社会福祉法人 梅寿会 理事長 大畑 國男

特 定 調 達 公 告

島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務に係る受託予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年1月10日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務

(2) 仕様

「島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和13年1月31日まで

準備期間：契約締結日から遅くとも令和8年1月31日まで

運用期間：令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（5年間）とするが、運用開始日はできるだけ前倒しを図ること。

(4) 提案上限価格

591,589,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、複数の者による共同提案を認めるが、代表となる提案者を定めたいうえでプロポーザルに参加すること。提案の代表者以外の構成員事業者は次の(1)から(7)までの要件をすべて満たしていること。

また、応募については、1事業者1応募とし、共同提案を行う場合は、当該グループの構成事業者は、他の応募者の共同提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定される総務大臣登録を受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者又は同法第16条第1項に規定される総務大臣に届出を行い移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- (9) 令和3年度から公告日前日までに、病院（国公立病院、公的病院又は民間病院を含む。）で、携帯電話販売又は貸借及び通信提供業の実績を有する者であること。
- 3 提案競技説明に関する事項
- (1) 募集要項、仕様書等の配布期間
令和7年1月10日（金）から同月31日（金）まで
- (2) 配布方法
島根県立中央病院のホームページよりダウンロードすること。
なお、図面は、不正に利用されないよう閲覧のための暗証番号を設定している。上記2の参加資格を有し閲覧を希望する者は、「図面閲覧申請書」に必要事項を記入の上、メールにて下記12の担当部署へ申請すること。
- (3) 提案競技説明会
開催しない。
- 4 提案競技参加資格確認手続
- (1) 提出書類
提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要があるときは、補足資料の提出を求める場合がある。
ア 参加申込書（様式第1号）
イ 履行実績（様式第2号）
ウ 納税証明書
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
郵送又は持参による。
- (4) 提出期限
令和7年1月31日（金）午後5時まで（郵送の場合は提出期限必着とする。）
- (5) 提出先
12に同じ。
- 5 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに質問書（様式第6号）により電子メールにて提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年2月18日（火）午後5時まで
- (3) 提出先
12に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年2月21日（金）までに、島根県立中央病院のホームページに掲載する。
- 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認申請者に対し、電子メールにて通知する。
- 7 企画提案書等の提出
提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により企画提案書等を提出すること。
- (1) 企画提案書等の内容及び形式
「提案書等作成要領」のとおり記載すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作権・情報等については、

提案者において開示の承諾を得たうえで表示すること。

なお、必要がある場合は補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 要求する仕様

仕様書のとおり

(3) 書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

企画提案書（添付書類を含む。） 13部

電子データ（CD-R又はDVD-R） 1部

ウ 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで（郵送の場合は提出期限必着とする。）

エ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 島根県立中央病院スマートフォン通信サービス提供事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。

(3) 評価方法は、別途定める「プロポーザル評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) プレゼンテーション等は、令和7年3月中旬を予定している。時間等の詳細については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、以下のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対して通知するとともに、島根県立中央病院のホームページにおいて公表する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員の構成

(6) 審査過程については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した受託予定事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

受託予定事業者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) その他の契約事項

受託予定事業者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6435 F A X 0853-21-2975

電子メール tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Smartphone communication service provision business
- (2) Deadline for submission of qualification documents for proposal competition : 17 : 00, 31 January 2025
- (3) Deadline for submission of proposal document : 17 : 00, 28 February 2025
- (4) Contact point for the notice : Facility Management Division, Management Department Secretariat, Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6435